

沖縄県職場の健康力アップ補助金交付要綱

(通則)

第1条 県内に事業場を有する企業及び団体（以下「事業者等」という。）の実施する働き盛りの世代（20歳～64歳）の健康増進に資する取組を促進するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象事業、対象経費及び補助率)

第2条 この補助金の対象とする事業は、事業者等が事業場内で労働者向けに行う、次の各号に掲げる健康づくり事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

- (1) 肥満予防・改善に関する事業
- (2) 適正飲酒に関する事業
- (3) 生活習慣病予防に関する事業

2 補助金の対象となる経費は、補助対象事業を行うために必要な経費であって、別表「補助対象経費」に掲げるもののうち、知事が必要かつ相当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

3 補助率は、4分の3以内とする。

(重複提案の制限)

第3条 本事業への提案と同一の内容で既に県や国等の補助や委託を受けている事業（採択が決定しているものを含む。）は対象としない。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、第2条第2項に規定する補助対象経費に第2条第3項の補助率を乗じて得た額を合計した額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の限度額は、1件につき100,000円とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号に係る書類を添えて、知事が定める日までに提出するものとする。

2 交付金の交付の申請をするにあたって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れにかかる消費税額として控除でき

る部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第 6 条 知事は、前条の規定に基づく補助金の交付の申請があったときは、当該申請書に係る書類等を審査し、適正と認めるときは、交付の決定を行い、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 知事は、前条第 2 項但し書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金にかかる消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定をすることができる。

（申請書の取下げ）

第 7 条 補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 10 日以内に申請の取り下げをすることができる。

（補助事業の内容又は経費の配分の変更）

第 8 条 第 6 条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第 2 号により、補助事業変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項に規定する軽微な変更とは、補助対象経費の区分ごとに配分された額の 20 パーセント以内の金額の変更をしようとする場合をいう。

3 規則第 4 条の規定は、第 1 項の申請を受けて交付決定の内容等の変更を決定する場合に準用する。

（補助事業の中止又は廃止）

第 9 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第 3 号による補助事業の中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認に際し、必要に応じ条件を付し、これを変更することができる。

（補助事業遅延等の報告）

第 10 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、様式第 4 号による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、知事が報告を求めたときは、様式第 5 号の遂行状況報告書を知事に速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 9 条の規定による廃止の承認を受けた日を含む。）から起算して 25 日以内または補助金の交付決定を受けた年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、規則第 12 条の規定に基づき、様式第 6 号の実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 第 5 条第 2 項但し書きにより交付の申請をした者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第 5 条第 2 項但し書きにより交付申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後または確定後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第 7 号の消費税等相当額確定報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 8 条に基づく承認をした場合は、その変更された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の額の確定は、実績額に 4 分の 3 を乗じて得た額と交付決定額（変更されたときは変更後の額とする。）のいずれか少ない額とする。

(補助金の取り消し等)

第 14 条 知事は、第 9 条の補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 6 条の決定の内容（第 8 条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合。

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(補助金の精算払)

第 15 条 補助事業者は、第 13 条の補助金の額が確定した後に様式第 8 号による請求書を
知事に提出しなければならない。

(証拠書類等の保管)

第 16 条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類等
を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年
間保管しておかなければならない。

(補助事業終了後の取組)

第 17 条 補助事業を実施する補助事業者は、その実施結果を踏まえ、補助事業の取組み
を継続するよう努めなければならない。

2 前項の補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 2 年間、毎会
計年度終了後 30 日以内に当該補助事業の取組みの実施状況について、様式第 9 号に
よる報告書を知事に提出しなければならない。

(成果の発表)

第 18 条 知事は、補助事業により行った事業の成果について必要があると認めるときは、
補助事業者に発表させることができるものとする。

(雑則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 9 月 12 日から施行し、平成 26 年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日から施行し、平成 29 年度に係る補助金から適用する。

別表

補 助 対 象 経 費

経 費 区 分	内 容
報償費	講習会等の講師謝金に要する経費
旅費	講師等の交通費等に要する経費
需用費	消耗品の購入に要する経費 資料、チラシ等の印刷に要する経費
役務費	資料の郵送や運搬に要する経費
委託料	事業の一部を外部に発注する際に要する経費
使用料及び賃借料	会場等の使用料、備品の賃借に要する経費
補助金額	上限10万円